

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日の翌日
当たります)

目次

◇人委規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

◇人委告示

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改正

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号及び第二十条第一号中「指導主査及びこれに相当する職」を「係長及びこれに相当する職以上の職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

職員に任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和四十一年一月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（採用選考の委任）

第二条 職員の任用に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号）第十九条第四号に規定する職及び同条第六号に規定する職のうち単純な業務に従事する職員の職への採用の選考については、各任命権者にその権限を委任する。

第四条第二項中「するとともに、その結果を報告」を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（採用選考等の結果についての報告）

第六条 任命権者は、第二条から前条までの規定により採用選考、昇任選考若しくは臨時的任用の承認をし、又は警察官の昇任試験を行なつたときは、そのつどその結果を人事委員会に報告しなければならない。

（雑則）

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第三条第一号中「一月以内」を「四月以内」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。
（昇任選考の委任）

第三条 職員の任用に関する規則第二十条第五号に規定する職のうち単純な業務に従事する職員の職への昇任の選考については、各任命権者にその権限を委任する。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長、森

本

繁

藏

鳥取県人事委員会規則第三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「並びに体育保健課」を「体育保健課」に改め、「体育係長及び指導主事」の下に「並びに同和教育室の指導主事」を加え、同項に次の一号を加える。

四 教育研修センターの研修主事

第二条第二項第二号中「並びに体育保健課」を「体育保健課」に改め、「体育係長及び指導主事」の下に「並びに同和教育室の指導主事」を加え、同項に次の「号」を加える。

四 教育研修センターの研修主事

第三条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 食品加工研究所の所長、科長及び研究員

第三条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

附則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十七の表中

六	一	三	五	一	八	を	七	一	四	五	一	九
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

保健所

結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接することを常例とする室長、係長、衛生技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師

二 を 保健所

- (1) 細菌その他の病原体を含有する検体を直接取り扱うことを常例とする室長、係長及び衛生技師
- (2) 結核患者に直接接することを常例とする診療放射線技師及び診療エックス線技師

二 に改める。

附則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の議会議務局の項中 「百分の二十」を「百分の二十五」に

改め、同表の知事の事務部局の本庁の項中

部	長	百分の二十五
次部	長	
秘書課長(人事委員会が承認したものに限る。)		
副出納長(人事委員会が承認したものに限る。)		

百分の二十

を

部	長	百分の二十
次部	長	
秘書課長(人事委員会が承認したものに限る。)		
土地対策室長(人事委員会が承認したものに限る。)		
副出納長(人事委員会が承認したものに限る。)		

百分の二十

に

青少年室長

を

青少年室長
土地対策室長

に改め、同表の知事の事務部

局の項中

消費生活センター	所	長	百分の十六
福祉事務所	所	長	百分の十六

福祉事務所

所	次	長	百分の十六
---	---	---	-------

の知事の事務部局の整肢学園の項中 「百分の二十」を「百分の二十五」

に改め、同表の知事の事務部局の項中 保育専門学院

百分の十六	を	保育専門学院	院	長	百分の十六
		消費生活センター	所	長	百分の十六

め、同表の知事の事務部局の保健所の項中 所

所	長	に改め、同表の知事の事務部局の衛生研究
次長(鳥取、倉吉及び米子)		

所の項中 「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同表の知事の事

務部局の病院の項中

院	副院	長	百分の二十
事務長(人事委員会が承認したものに限る。)			

百分の二十五

百分の二十

に改め、同表の知事の事務部局の項中

商工指導所

所 長 百分の十六 を 商工指導所 所 長

百分の十六 に 果樹試験場 場 長 百分の十六 食品加工研究所 所 長 百分の十六

を 果樹試験場 場 長 百分の十六 に 水産試験場 場 長 百分の十六 境港魚市場

場 長 百分の十六 を 水産試験場 場 長

百分の十六 に

佐治川ダム管理 事務所 所 長 百分の十六 都市開発事務所 次 長 百分の十六

都市開発事務所 所 長 百分の二十

佐治川ダム管理 事務所 所 長 百分の十六 に改め、同表の教育

賀祥ダム建設事務所 所 長 百分の十六

委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中 課 長 を

課 長 同和教育室長 に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の

学校以外の教育機関の項中

教育研究所 所 長 百分の十六 図書館 館 長 百分の十六

教育研修 センター 所 長 百分の二十 所長(人事委員会が承認したものに限る。)

図書館 次 長 百分の十六

図書館 館 長 百分の二十五

委員会の事務部局等の教育機関の学校の高等学校の項中

事務長(鳥取東、鳥取西、八頭、倉吉東、倉吉農業、米子東、米子西及び境水産)

事務長(鳥取東、鳥取西、鳥取工業、八頭、倉吉東、倉吉西、倉吉農業、米子東、米子西、境及び境水産) に改め、同表の警察の警察本部の項中 課 部

課 長 部 長 百分の二十 に改め、

に改め、同表の教育委

を

同表の警察の警察署の項中

署
調 査
官 長

百分の十六

を

署長（人事委員会が承認したものに限る。）

百分の二十

に改める。

署 長
調 査 官

百分の十六

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則

第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（特地勤務手当の月額）

第三条 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表の級別区分欄に掲げる公署の級別区分に応じ、次に定める支給割合を

乗じて得た額とする。

二級地 百分の八

一級地 百分の四

別表を次のように改める。

別表

所 在 地	公 署	級別区分
東伯郡三朝町大字俵原二九〇番地の一	畜産試験場俵原分場	二級
日野郡日南町阿尾縁二二二四の一番地	農業試験場西伯分場日南試験地	一級
日野郡日南町印賀一二二三番地の三	県坂警察署日南町印賀警察官駐在所	一級

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人

事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

(期末手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)

第二条の二 条例第十六条の四第二項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)別表に定める支給割合(次項において「支給割合」という。)が百分の二十五又は百分の二十である職を占める職員(休職にされている職員のうち条例第十二条の二第一号に該当する職員以外の職員を除く。)とする。

2 条例第十六条の四第二項に規定する人事委員会規則で定める割合は、支給割合が百分の二十五である職を占める職員については百分の二十とし、支給割合が百分の二十である職を占める職員については百分の十とする。

第四条の二中「第二条の二に規定する職員」を「第二条の二第一項に規定する職員」に、「第二条の二に規定する割合」を「第二条の二第二項に規定する割合」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の四(見出しを含む。)中「種雄牛馬取扱作業従事職員」を「種雄牛馬等取扱作業従事職員」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を

改正する規則

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 警ら作業 外勤警察官が行なう警ら作業(立ち番、見張り及び巡回連絡の作業を含む。)

第二条第三号を次のように改める。

三 警察活動のための自動車の運転作業 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車及び緊急な用務を遂行するための警察用自動車の運転作業
第三条を次のように改める。

（作業手当の額等）

第三条 条例第四条の人事委員会規則で定める作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 条例第三条第一項第一号に掲げる作業

(一) 作業に従事することを常例とする場合 勤務一月につき三千八百円

(二) その他の場合 勤務一日につき百円

二 条例第三条第一項第二号に掲げる作業 勤務一月につき二千円

三 条例第三条第一項第三号又は第四号に掲げる作業 勤務一月につき二千五百円

四 条例第三条第一項第五号に掲げる作業

(一) 作業に従事することを常例とする場合

イ 交通取締用自動二輪車の運転による作業 勤務一月につき三千八百円

ロ その他の作業 勤務一月につき二千五百円

(二) その他の場合 勤務一日につき百円

五 条例第三条第一項第六号又は第八号から第十二号までに掲げる作業 勤務一日につき百円

六 条例第三条第一項第七号に掲げる作業 勤務一日につき二百五十円

七 条例第三条第一項第十三号に掲げる作業 勤務一日につき六十円

2 条例第三条第一項第一号から第五号までに掲げる作業に係る月額の仕事手当は、月の一日から末日までの間において警察職員として勤務することとなつてゐる日のうち次の各号に該当する日を合算して得た日数が十五日をこえる場合には支給しない。

一 勤務しないことにつき任命権者の承認のなかつた日

二 休職（公務上の負傷又は疾病による場合を除く。）又は停職を命ぜられた期間中の日

3 条例第三条第一項第一号、第五号、第六号及び第八号から第十三号までに掲げる作業に従事したときに支給する日額の作業手当の額は、作業に従事した時間が一日につき四時間に満たない場合は、それぞれ第一項に定める額に百分の六十を乗じて得た額とする。

第五条中「掲げる作業」の下に「のうち日額の作業手当が支給される作業」を加える。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の表の知事の事務部局の大山農地開発局の項中

調査又は公用

自動車の運転

を

用地等の取得、調査、指導、測量、監督、
検査、工事の施行又は公用自動車の運転

に改め、同表の知事の事務部局の項中

佐治川ダム管理 事務所	巡察又は公用
都市開発事務所	調査設計、工 地等の取得、 償、換地、登

自動車の運転

八頭郡の区域

事の施行、指導、監督、用
地上物件の移転、賠償、補
記又は公用自動車の運転

人事委員会が別に
定める区域

を

都市開発事務所	佐治川ダム管理 事務所	賀祥ダム建設事 務所
---------	----------------	---------------

調査、設計、工事の施行、指導、監督、用地等の
取得、地上物件の移転、賠償、補償、換地、登記
又は公用自動車の運転

人事委員会が別に
定める区域

巡察又は公用自動車の運転

八頭郡の区域

調査、設計、工事の施行、監督、用地等の取得、
地上物件の移転、賠償、補償、登記又は公用自動
車の運転

米子市及び西伯郡
の区域

に改め、同表の警察の事務部局等の項中

警 察 署

外勤、外勤監
調査、交通取

督、犯罪捜査、警備調査、防犯
締又は公用自動車の運転

管 轄 区 域

を

運 転 免 許 課	警 察 署
-----------	-------

路上試験又は公用自動車の運転

人事委員会が別に
定める区域

外勤、外勤監督、犯罪捜査、警備調査、防犯調査、
交通取締又は公用自動車の運転

管 轄 区 域

改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

に

に

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、昭和四十八年四月一日から施行する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

第一号を次のように改める。

一 試験によつても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職

心理判定員の職、教護の職、教母の職、保母の職、児童指導員の職、医師の職、薬剤師の職、歯科衛生士の職、衛生検査技師の職、診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職、理学療法士の職、あんま師の職、看護婦の職、保健婦の職、助産婦の職、准看護婦の職、企業診断員の職、職業指導員の職、職業訓練指導員の職、工芸（デザイン）技術の職、窯業技術の職、製紙技術の職、木材工業技術の職、染織技術の職、計量士の職、電話技術の職、無線技術の職、逮捕術指導員の職、犯罪鑑識技術の職、婦人警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、船舶乗組員の職、司書の職、学芸員の職、速記者の職

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】